

○第 1 条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年条例第五十三号）新旧対照表

・令和 4 年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の百</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第一（行政職給料表）・・・・・・全改</p> <p>別表第二（公安職給料表）・・・・・・全改</p> <p>別表第三（教育行政職給料表）・・・・全改</p> <p>別表第四（医療職給料表）・・・・・・全改</p> <p>(略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>百分の九十</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>百分の四十二・五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>別表第一（行政職給料表）</p> <p>別表第二（公安職給料表）</p> <p>別表第三（教育行政職給料表）</p> <p>別表第四（医療職給料表）</p> <p>(略)</p>

○第 2 条関係

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年条例第五十三号）新旧対照表

・令和 5 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>百分の九十五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>百分の四十五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第三十条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>六月に支給する場合には百分の九十、十二月に支給する場合には百分の百</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、<u>六月に支給する場合には百分の四十二・五、十二月に支給する場合には百分の四十七・五</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

○第 3 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 4 年度に係る改正

改正後	改正前																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>398,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">516,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">596,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">693,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>332,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>398,000</u>	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	<u>332,000</u>	2	367,000	3	394,000	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第五条 第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第一号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>397,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">516,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;">596,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;">693,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;">791,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 第三条第二号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第二号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>331,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>3～8 (略)</p> <p>(給与条例等の適用除外等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「<u>百分の百五十七・五</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>397,000</u>	2	456,000	3	516,000	4	596,000	5	693,000	6	791,000	号給	給料月額		円	1	<u>331,000</u>	2	367,000	3	394,000
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>398,000</u>																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>332,000</u>																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>397,000</u>																																																				
2	456,000																																																				
3	516,000																																																				
4	596,000																																																				
5	693,000																																																				
6	791,000																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>331,000</u>																																																				
2	367,000																																																				
3	394,000																																																				

○第 4 条関係

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十号）新旧対照表

・令和 5 年度以降に係る改正

改正後	改正前
(給与条例等の適用除外等)	(給与条例等の適用除外等)
<p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。</p>	<p>第六条 (略)</p> <p>2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第七項に規定する任期付研究員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「<u>、六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。</p>

○第 5 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十一号）新旧対照表

・令和 4 年度に係る改正

改正後		改正前	
(給与に関する特例) 第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。		(給与に関する特例) 第四条 第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	376,000	1	375,000
2	422,000	2	422,000
3	472,000	3	472,000
4	533,000	4	533,000
5	608,000	5	608,000
6	710,000	6	710,000
7	830,000	7	830,000
2～6 (略)		2～6 (略)	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第五条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「 <u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u> 」とする。		第五条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十」とあるのは「 <u>百分の百五十七・五</u> 」とする。	

○第 6 条関係

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年条例第四十一号）新旧対照表

・令和 5 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。</p>	<p style="text-align: center;">（給与条例の適用除外等）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項の規定の適用については、給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。））」と、給与条例第二十七条第二項中「百分の百二十五」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。</p>

○第 7 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 4 年度に係る改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">（市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十」とあるのは「<u>百分の百五十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十」とあるのは「<u>百分の百五十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>

○第 8 条関係

青森市特別職の職員の給与に関する条例（平成十七年条例第四十九号）新旧対照表

・令和 5 年度以降に係る改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「<u>百分の百六十二・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>	<p style="text-align: center;">（市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給）</p> <p>第四条 市長等の期末手当及び寒冷地手当の支給については、青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「一般職給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p> <p style="text-align: center;">（議会議員の期末手当の支給）</p> <p>第七条 議会議員の受ける期末手当の支給については、一般職の職員の例による。この場合において、その例によるものとされる一般職給与条例第二十七条第二項において「百分の百二十五」とあるのは「<u>六月に支給する場合には百分の百五十七・五、十二月に支給する場合には百分の百六十七・五</u>」とする。ただし、一般職給与条例第二十七条第五項において規則で定めることとされている事項については、市長が別に定める。</p>